

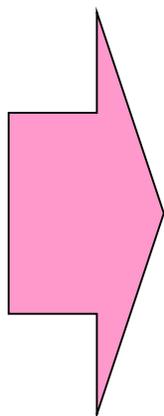
「情報システムに係る政府調達における セキュリティ要件策定マニュアル」の 一部改訂について

SBDマニュアルの概要

- セキュリティ要件の曖昧さや過不足は、情報セキュリティ対策に伴うコスト増加や情報セキュリティインシデントの発生等に繋がるおそれがあるため、対象とする業務、取り扱う情報、利用環境等を考慮した上で、想定される脅威への対策を検討し、適切なセキュリティ要件を仕様に組み込むことが重要である。
 - 情報システムの調達プロセスにおいて、調達担当者が調達仕様書にセキュリティ要件を記載する作業を支援するための「**SBDマニュアル**」を作成（2011年3月30日 公開）

現状の問題点

1. 2011年3月の公開後、
一度も改訂されていない
2. 「サプライチェーン・リスク対策」、「利用者保護対策」等、**新たな脅威への対応が行われていない**



改訂内容

- 統一基準の改定に伴い
 1. SBDマニュアルにおけるセキュリティ対策要件の導出に関する基本的な考え方は変わらないため、主として、付録に記載された技術的な対策の内容等を更新
 - ⇒ **「仕様書記載例」及び「対策の提案例」の最新化**
 - (改訂内容) 「付録A. 対策要件集」の「仕様書記載例」及び「対策の提案例」の最新化
 2. 新たな脅威や具体的な対策方法が追加されたため、これらの内容を反映
 - ⇒ **「サプライチェーン・リスク対策」、「利用者保護対策」の追加**
 - (改訂内容) 「付録A. 対策要件集」の対策区分として「SC サプライチェーン・リスク対策」及び「UP利用者保護」を新規追加